# 山梨赤十字病院通所リハビリテーション事業所運営規定 (介護予防通所リハビリテーション用)

### (事業の目的)

第1条 山梨赤十字病院が開設する「山梨赤十字病院通所リハビリテーション事業所」(以下「事業所」という)が行う通所リハビリテーションの事業(以下「事業」という)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要支援状態等になった利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、リハビリテーションを行うことにより利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

#### (運営の方針)

第2条 事業所は、利用者の要支援状態の軽減もしくは悪化の防止または要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行い、また、自らその提供する事業の質の評価を行い、常にその改善を図ることとする。

- 2 事業の提供に当たっては、親切丁寧に行うことを旨とし、利用者またはその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、理解しやすいように指導または 説明を行う。
- 3 事業の提供に当たっては、常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確 な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供する。
- 4 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を 図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

## (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

1. 名 称 : 山梨赤十字病院通所リハビリテーション事業所

2. 所在地 : 山梨県南都留郡富士河口湖町船津6663-1

山梨赤十字病院療養型病床群病棟(やまゆり病棟)内

## (職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

1. 管理者 : 1名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

2. 医師: 1名

医師は、利用者の健康管理の業務を行うとともに、診療、検査を基に他の職員と共同 して通所リハビリテーション計画を作成する。また、他の職員への指示を行う。

3. 看護職員 : 1名以上

看護職員は、利用者の看護・リハビリテーション等全般の業務にあたる。また、口腔機能の改善のための、計画・実施・評価等の業務を担当する。

4. 管理栄養士 : 1名

管理栄養士は、利用者の栄養改善のため、計画・実施・評価等の業務を担当する。

- 5. リハビリテーション・スタッフ(理学療法士等) : 1名以上 リハビリテーション・スタッフは、利用者の運動機能の維持・向上のため、訓練の計画・実施・評価等の業務を担当する。
- 6. 介護職員 : 7名以上 介護職員は、医学的管理のもとで利用者の介護の業務を担当する。
- 7. 事務職員 : 1名以上 通所リハビリテーション全般の事務の業務を担当する。

## (営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

1. 営業日 : 月曜日から土曜日までとする。

ただし、次の日は除く

- ・国民の祝日
- ・12月29日から1月3日まで
- ・5月1日(日本赤十字社創立記念日)
- 2. サービス提供時間 : 午前9時から午後4時までとする。
- 3. 営業時間 : 午前8時30分から午後5時までとする。

#### (利用定員)

第6条 事業所の利用定員は1単位40名とする。

(定員数は介護通所リハビリと介護予防通所リハビリの合計人数)

### (事業の内容)

- 第7条 事業の内容は、次のとおりとする。
  - 1. 介護通所リハビリテーション計画の作成
  - 2. 理学療法士等による運動機能の向上
  - 3. 管理栄養士等による栄養状態の改善
  - 4. 看護職員等による口腔機能の向上
  - 5. 利用者の送迎
  - 6. 食事の提供・介助
  - 7. 入浴の介助 (一般浴・機械浴)
  - 8. その他日常生活全般にわたる介護

### (利用料及びその他の費用)

第8条 事業所の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、法定代理受領サービスについては、各利用者の負担割合に応じた額とする。

- 2 利用者の選択により、事業所が提供する便宜に係る経費については、次のとおり徴収できるものとする。
  - ① 食事費 : 500円(一回あたり)
  - ② おやつ代 : 100円(一回あたり)
  - ③ ハビリテーションに関する消耗材料費で利用者負担が適当とされるもの:実費
  - ④ おむつ代 : 実費
  - ⑤ レクリェーションの実施に伴う費用で利用者負担が適当とされるもの:実費
- 3 前項の費用の支払いを伴うサービスを提供する場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

#### (通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、富士河口湖町、鳴沢村、富士吉田市、山中湖村、忍野村の区域とする。

## (サービス利用に当たっての留意事項)

- 第10条 事業所のサービス利用に当たっての留意事項は、次のとおりとする。
  - 1. 利用変更の連絡は事前に必ず行う。
  - 2. 利用者の心身の状況の変化については、その都度、本人または家族が必ず連絡を行う。
  - 3. リハビリテーションの内容については希望がある場合は、申し出る。

## (非常災害対策)

- 第11条 非常災害対策、業務継続計画の対応、留意事項は次のとおりとする。
  - 1. 事業所は、感染症や非常災害の発生において、利用者に対する事業の提供を継続的に実施する、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。
  - 2. 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な訓練を定期的に実施するものとする。

## (虐待防止に関する事項)

第12条 事業所は、虐待の発生または未然に防止するため、虐待防止のための指針等を整備するとともに、従業員への周知を徹底する。また、虐待又は、その疑いが発生した場合には、速やかに市町村に報告するものとする。

## (その他運営に関する重要事項)

第13条 事業所は、職員の資質の向上を図るために研修の機会を定期的に設けるものとし、また業務体制を整備する。

- 2 職員は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
- 3 職員であった者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させ、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

4 この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は、山梨赤十字病院と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

# 附則

- この規程は、平成25年2月1日から施行する。
- この規程は、平成28年8月1日から施行する。
- この規程は、平成29年2月1日から施行する。
- この規程は、令和6年4月1日から施行する。